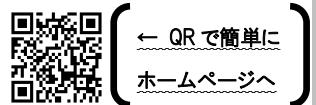


令和6年10月号

# SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>  
※ ホームページも情報満載です。  
是非、ご覧下さい!!!

税理士法人  
三和会計事務所  
山形市浜崎76番地7  
TEL:(023)624-3466 FAX:(023)624-3472  
E-mail : [sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp](mailto:sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp)



← QRで簡単に  
ホームページへ

## 令和6年度所得税の定額減税のしかた 年末調整編

令和6年分所得税について、定額減税が実施され、6月以降の給与計算から月次減税が始まっています。引き続き12月の給与計算まで月次減税が続きますが、年末調整の際には、年末時点での定額減税の額を確定させ、年間の所得税額の計算を行わなければいけません。

今回のSANWA LINERで、年調減税事務の概要を押さえていきましょう。

- 年末調整での定額減税の対象者は?



『年末調整の対象となる人 = 定額減税（年調減税）の対象者』  
但し、合計所得（給与所得以外の所得を含む）が1,805万円を超えると見込まれる人は、定額減税（年調減税）を控除しないで年末調整を行う。

- 定額減税（年調減税額）の額とは・・・?

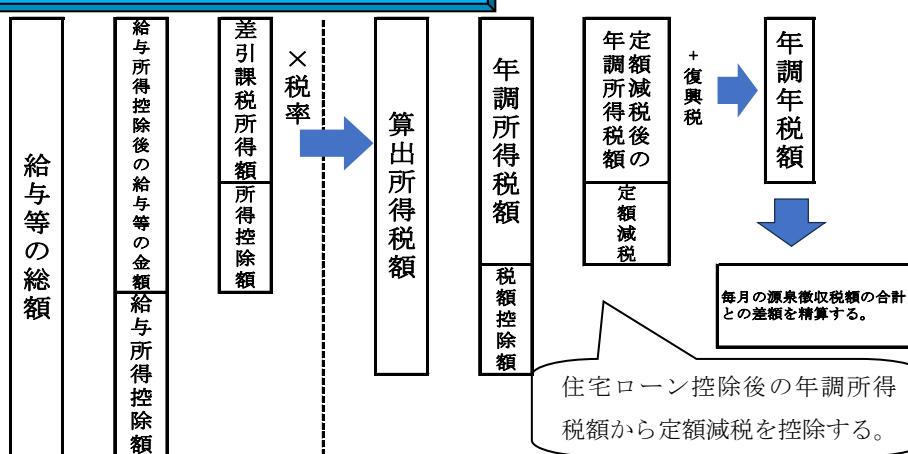


「本人30,000円」と「同一生計配偶者<sup>注1</sup>と扶養親族<sup>注2</sup>1名につき30,000円」の合計額。

<sup>注1</sup> 同一生計配偶者とは、生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人。

<sup>注2</sup> 控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれる。

### 年末調整の計算イメージ



従業員のみなさんには、早めに各種申告書（扶養控除等申告書etc）を配付し、スムーズに年調減税事務を進めましょう！！



### 10月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
10 · 11 月			1	2	3	4	(5)
	(6)	7	8	9	10	11	(12)
	(13)	(14)	15	16	17	18	(19)
	(20)	21	22	23	24	25	(26)
	(27)	28	29	30	31	1	(2)
	(3)	(4)	5	6	7	8	(9)
	(10)	11	12	13	14	15	(16)

### 10月の主な税務

- 10/10(木) 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10/31(木) 8月決算法人の確定申告と納税
- ・2月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が400万円超の5月,11月,2月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]

